

平成30年度 第5回 愛知県高等学校ゴルフ研修競技会 競技特別規則

主 催 愛知県高等学校ゴルフ連盟
開 催 日 平成30年12月27日（木）
開催コース 品野台カントリークラブ

【ローカルルール】

- アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 隣接ホールにおいて、アウトオブバウンズの白杭を越えて他のホールに止まった球は相互にアウトオブバウンズとする。
- 修理地は青杭または白線をもってその限界を標示する。
- 修理地はすべてプレー禁止とする。競技者の球がその区域内にある場合や、その区域が競技者のスタンスや意図するスイングの区域の妨げとなる場合には、競技者は規則25-1による救済を受けなければならない。このローカルルールの違反は2打罰。
- ラテラル・ウォーターハザードは赤杭で標示し、ウォーター・ハザードは黄杭で標示する。
- 排水溝及びヤード杭は動かせない障害物とする。
- 全てのホールにおいて、第1打がOB又は紛失球になったときは、特設ティから第4打としてプレーしなければならない。
- No.15ホールで右グリーン手前のラテラル・ウォーターハザード内に入った場合、1打罰のもとにドロップ区域に球をドロップしてプレーすることができる。
- 16番ホールグリーン手前の玉留めネットが障害となる場合の救済について、球がネットに掛かった場合、またはネットがプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の障害となる場合には、プレーヤーは罰なしにその球を拾い上げて、(a) 救済のニアレストポイントから1クラブレンジス以内で、(b) 救済のニアレストポイントよりもホールに近づかない所にその球をドロップすることができる。または、規則25-無罰で、最寄りの指定ドロップ区域にドロップし、プレーすることができる。
- No.17ホールでグリーン奥の黄色縞杭の境界を越えた球は、1打罰のもとに最寄りのドロップ区域に球をドロップしてプレーしなければならない。このローカルルールの違反は2打罰。
- 地面にくい込んでいる球の救済（ゴルフ規則25-2） スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球を罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭き取ることができる。ドロップの祭は、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。このローカルルールの違反の罰は2打。
- パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること。プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則18-2、18-3、そしてゴルフ規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然ある場合にのみ適用する。
注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

【競技の条件】

- ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則と、この競技のローカルルールを適用する。
- 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
- 使用球の規格
競技者の使用球は、R&A発行の最新の公認球リストに載っているものでなければならない。
この条件の違反の罰は競技失格。
- ドライビングクラブ
競技者がラウンド中に持ち運ぶドライバーは、R&Aルールズ・リミテッドの発行する最新の適合ドライバー・ヘッドリストに名

前が掲載されているクラブヘッド(モデルやロフトによって識別される)を有していなければならない。

この条件の違反の罰は競技失格。

5. 競技の終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

競技者はプレーを終えたばかりのホールのグリーン上やその近くで練習してはならない。また、プレーを終えたばかりのホールのグリーン上で球をころがしてはいけない。これに違反した場合、競技者は次のホールで2打の罰を受ける。ただし、ラウンドの最終ホールのときはそのホールで罰を受ける。

7. プレーの中止と再開

- (1) プレーの中止(落雷など危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b, c, dに従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中止となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

(3) プレーの中止と再開の合図について

- ・通常のプレーの中止: サイレンを鳴らして通報する。
- ・険悪な気象状況による即時中断: サイレンと放送によって通報する。
- ・プレーの再開: サイレンを鳴らして通報する。

8. キャディー

正規のラウンド中、競技者のキャディー使用は禁止する。この条件の違反の罰は、違反があった各ホールに対し2打。

ただし、1ラウンドにつき最高4打まで。ホールとホールの間の違反については、罰は次のホールに適用となる。この条件に違反してキャディーを使用していた競技者は、違反を発見次第、その正規のラウンドの残りのホールではこの条件に従うようにしなければならない。それができなかった場合、その競技者は競技失格となる。

9. 乗用カートへの乗車について

選手はプレー中、乗用カートに乗車してはならない。この項目の違反は2打罰。但し、ホール間の移動においては乗車可能とする。

10. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

【注意事項】

1. 使用ティーマーカーは、男子は青色、女子は白色とする。
2. ローカルルール等に追加・変更のあるときは当日スタートティングホールにて指示して告示する。
3. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。
4. 完了時間を過ぎても受付を済ませていない選手は競技失格とする。なお、スタート時刻10分前には必ずティグランド周辺にて待機すること。
5. 乗用カートに乗車することができるホール間のみとする。プレー中に乗車した場合は2打罰とする。
6. 日本ゴルフ協会発行のルールブック(2016年度版以降)、競技特別規則、目土袋、スコップ、グリーンフォークは必ず携帯すること。携帯のない場合は競技失格とする場合がある。(目土ボトルは使用不可)
7. パーマ、極端な長髪(男子)、茶髪、化粧、ピアス、装飾品等(健康器具含む)は禁止とし、競技服は日本高等学校ゴルフ連盟ユニフォーム規定に準ずる。(服装違反は競技失格とする場合がある)
8. 競技会当日は営業日のため、保護者のクラブハウス及びコース内(1番・10番ティグランド及び9番・18番のグリーン周辺を除く)への立ち入りを禁止する。また、一般客のプレーに支障のないよう留意すること。
9. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す場合がある。
10. コース内は緊急の場合を除き、携帯電話を使用しないこと。
11. 開・閉会式には必ず出席すること。申し出なく欠席した場合は、以後の試合の出場を認めない。
12. 大会当日は顧問の引率を義務付ける。(団体加盟校のみ)

競技委員長